

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」の一部改正について

令和6年3月29日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

| 通し 番号 | 該当ページ (改正後) | 改正箇所 | 現行 | 改正 |
|----------|----------------|--------------------------------------|------|--|
| 1 | P.4 | 第1 特定技能外国人が従事する業務 【主たる業務】 ○2つ目 | (新設) | ○ 本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとおりです。 ・ 造船の業務区分については、溶接、塗装、鉄工、とび、配管、船舶加工といった船舶の製造工程において必要となる各種作業が対象となります。 ・ 船用機械の業務区分については、溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、配管、鋳造、金属プレス加工、強化プラスチック成形、機械保全、船用機械加工といった船用機械の製造工程において必要となる各種作業が対象となります。 ・ 船用電気電子機器の業務区分については、機械加工、電気機器組立て、金属プレス加工、 |

| | | | | |
|---|-------|--|--|---|
| | | | | 電子機器組立て、プリント配線板製造、配管、機械保全、船用電気電子機器加工といった船用電気電子機器の製造工程において必要となる各種作業が対象となります。 |
| 2 | P.8-9 | 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【確認対象の書類】 <特定技能1号の場合> | <p>○ 試験合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能水準を証するものとして次のいずれかの合格証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> 造船・船用工業分野特定技能1号試験（溶接）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（塗装）の合格証明書の写し 技能検定3級（塗装）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（鉄工）の合格証明書の写し 技能検定3級（鉄工）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（仕上げ）の合格証明書の写し 技能検定3級（仕上げ）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（機械加工）の合格証明書の写し 技能検定3級（機械加工）の合格証明書の写し 造船・船用工業分野特定技能1号試験（電気機器組立て）の合格証明書の写し 技能検定3級（電気機器組立て）の合格証明書の写し ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し | <p>○ 試験合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本要領別表の特定技能1号外国人が従事する業務区分に応じた、「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる造船・船用工業分野特定技能1号試験又は技能検定3級の合格証明書の写し ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | <p>日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し</p> <p>*ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習 2 号修了時の技能検定等に合格している場合は、次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 溶接技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し 塗装の技能検定（3 級）の実技試験の合格証明書の写し 鉄工の技能検定（3 級）の実技試験の合格証明書の写し 仕上げの技能検定（3 級）の実技試験の合格証明書の写し 機械加工の技能検定（3 級）の実技試験の合格証明書の写し 電気機器組立ての技能検定（3 級）の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習 2 号修了時の技能検定等に合格していない場合 <ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1 - 2 号） *詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用 | <p>日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し</p> <p>*ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習 2 号修了時の技能検定等に合格している場合 <ul style="list-style-type: none"> 本要領別表の特定技能 1 号外国人が従事する業務区分に応じた、「試験免除等となる技能実習 2 号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定 3 級又は技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習 2 号修了時の技能検定等に合格していない場合 <ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1 - 2 号） *詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用 |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|---|---------|--|---|---|
| | | | 要領」の「第4章第1節(3)技能水準に関するもの」を御参照ください。 | 要領」の「第4章第1節(3)技能水準に関するもの」を御参照ください。 |
| 3 | P.9 | 【留意事項】 ＜特定技能1号＞ ○1つ目 | ○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【 確認対象の書類 】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 | ○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 |
| 4 | P.11 | 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋) | (新設) | 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件 オ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること。 |
| 5 | P.12 | ○8つ目 | (新設) | ○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。 |
| 6 | P.12-13 | 【確認対象の書類】 ○3つ目 | (新設) | ○ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第7-1号)(特定技能所属機関) |
| 7 | P.13 | ○5つ目 | (新設) | ○ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第7-2号)(登録支援機関) |

分野
参考様式
第7-1号

分野参考様式第7-1号（特定技能所屬機関）

造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所屬機関

氏名又は名称

住所

特定技能外国人

氏名

性別

国籍・地域

生年月日

記

造船・船用工業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年法令第319号）別表第1の2の次の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、研修（研修生、研修生研修）、建設（金属建築作業、機具金属作業）、加工（特定加工作業）、仕上げ（造工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）又は電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）のいずれかであること。
2. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
4. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
5. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
6. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
7. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第7-1号（特定技能所屬機関）

造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所屬機関

氏名又は名称

住所

特定技能外国人

氏名

性別

国籍・地域

生年月日

記

造船・船用工業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年法令第319号）別表第1の2の次の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、造船、船用機械又は船用電気電子機器のいずれかであること。
2. 特定技能所屬機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要であり、特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる場合には、十分な訓練や各種研修等を実施すること。
3. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
4. 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
5. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
7. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者